

時、方法については県の指示によるものとする。

(3) 県内支援機関等への繋ぎ込み

支援対象者を適宜県内の支援機関等に繋ぎ込みを行ない、プログラム終了後も継続的に相談できる体制を構築する。

(4) 業務の報告

ア 業務の進捗状況について、1ヵ月に1回以上、書面で報告すること。

イ 業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書を提出すること。

3 成果目標

以上の業務を通して、具体的に以下の成果目標を目指すものとする。

(1) 本プログラムによる支援対象者：5社程度

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

5 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

6 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。